# 令和８年度長野県森林審議会保全部会　議事録

１　日　　時　　令和８年８月 27 日（木）午後２時 15 分から午後２時 35 分まで

２　場　　所　　長野県林業大学校　講堂（木曽郡木曽町新開 4385-1）

３　出席委員　　富樫均（部会長）、植木達人、村松敏伸、由井正宏　計４名

４　事務局、説明者等
　林務部　森林づくり推進課

５　審議に付した事項
　松くい虫被害対策実施計画区域の変更について

６　議事録署名人
　村松委員、由井委員

７　議事
（１）　松くい虫被害対策実施計画区域の変更について・・・事務局から説明
（２）　質問・意見

（村松委員）
　松くい虫被害については近年増加傾向とお聞きしております。そういった状況の中ですと、このような見直しは毎年実施されているのか。昨年も見直しが実施され、1年後にまたこういった見直しが審議される見込みということでよろしいでしょうか。

（事務局）
　今回の見直しは県の指定の部分のみとなります。県の指定見直しは、直近では令和３年に実施しており、５年ぶりの見直しとなります。一方、市町村が指定する区域については、被害状況等を踏まえながら毎年見直しが実施されています。

（村松委員）
　県は５年ぶり、市町村は毎年見直しとのことですが、県と市町村の指定の違いというのはどういう違いでしょうか。

（事務局）
　県の指定する区域は、保安林や急傾斜崩壊危険区域など公益的機能の確保が特に重要な松林です。一方、市町村が指定する区域は史跡名勝地の松林や、長野県の特徴である松茸山など地域にとって重要な松林が中心となります。

（村松委員）
　今回見直しを行う県の指定区域以外では、同様に被害拡大に伴う区域見直しが必要となる事例が多くなっているのでしょうか。

（事務局）
　被害状況に応じて区域や対策区分を見直しているため、今回の区域に限らず県内各地で区域の増減が生じています。

（村松委員）
　こうした守るべき松林、その周辺松林以外の防除対策がとられてない区域では、結果として被害が拡大している状況なのでしょうか。

（事務局）
　松くい虫被害市町村では、森林病害虫等防除法に基づく実施計画を策定し、区域ごとに対策方針を定めています。具体的には、先ほどの守るべき松林、その周辺松林、及びその他の松林として自然遷移に委ねる松林に区分しており、区分に応じた対応を行っています。そのため、被害発生地域において全く方針を定めていない区域はありません。

（植木委員）
　今回は高度公益機能森林と被害拡大防止森林ですが、表では①から④まで区分されていますが、今回の変更は①及び②のみが対象という理解でよろしいでしょうか。

（事務局）
　③、④につきましては、市町村の協議会で諮る内容となります。今回、県の指定に関わるものは①、②になります。
　守るべき松林というのは県の指定と市町村の指定という2種類あり、こちらの審議会にお諮りするのは、県の指定分のみです。市町村の指定区域については、それぞれの市町村で検討を行い、必要に応じて指定や解除を実施しています。

（由井委員）
　指定区域とするか否かの判断基準は、市町村ごとに異なるのでしょうか。それとも共通の考え方があるのでしょうか。

（事務局）
　県の指定に関しては、先ほど申し上げた保安林等の公益的機能の確保が特に重要な松林、市町村の指定については、地域の協議会等での検討を踏まえて設定されています。
　ただ、原則として、表の①高度公益機能森林や、③地区保全森林については、アカマツ以外では公益的機能の確保が難しい箇所や、史跡名勝等の重要な松林です。

（由井委員）
　松くい虫被害対策は、市町村が実施する事業のほか、造林補助事業によるものもあると思います。これらの対策には多額の予算を要するため、本来であれば対策を重点的に実施すべき区域を明確に定め、その

区域内で効率的に実施していくことが望ましいと考えます。造林補助事業については、本計画区域に該当しない箇所であっても実施できるのでしょうか。

（事務局）
　松くい虫被害対策には、伐倒駆除等を実施する事業と、造林補助事業による取組の2つがあります。伐倒駆除等を主とする事業については、本計画で定める区域内を対象としています。一方、造林補助事業については、守るべき松林である高度公益機能森林及び地区保全森林の周辺の区域、いわゆる周辺松林に区分される箇所を対象としています。

（由井委員）
　予定調書等では、事業者から様々な計画が提出されると思いますが、その際には計画区域との整合が図られているかを十分確認していただきたいと思います。限られた予算の中で重点的に保全すべき区域を守ることが、被害拡大防止の基本であると考えますので、引き続き適切な運用をお願いします。

（富樫部会長）
　自然遷移により対象区域の見直しをするということですが、今回のように計画区域が縮小される事例は今後も増えていくのでしょうか。それとも、個々の地域の状況に応じて判断されるものなのでしょうか。それはたまたま今回こういう形で計画区域が少なくなるという方向なのか、それとも今後そういうことはどんどん増えていくという状況なのかいかがでしょうか。

（事務局）
　今回は佐久地域において重点的に現地調査を実施し、その結果を踏まえて現地の実情に即した見直しを行いました。他の地域においても、被害の進行状況や松林の現況によっては、今回と同様の見直しを行う可能性があります。

（富樫部会長）
　現時点では、今後の方向性について一律に見通せるものではなく、それぞれの地域の状況を踏まえて判断していくということでしょうか。

（事務局）
　はい。今後は、守るべき松林をより明確にしながら重点的な対策を実施していくことが重要であると考えています。また、県では松くい虫被害レベルマップを作成しており、被害状況の変化を把握しながら、守るべき松林の区域についても適宜見直しを行い、効果的な防除対策に取り組んでいます。

（植木委員）
　守るべき松林は、これまでも防除対策を実施してきた区域との理解でよいのでしょうか。今回見直しの対象となるのは、防除対策を実施していたにもかかわらず被害の進行等により維持が困難となったためなのでしょうか。

（事務局）
　守るべき松林については、重点的に防除対策を実施していくということで、例えば、必要に応じて樹幹注入を実施するほか、周辺で被害木が発生した場合には優先的に伐倒駆除を行い、松林として維持するた

めの対策を主に取り組んでいます。
　一方、今回の見直し対象区域については、守るべき松林としての指定を昭和の時代から設定してきた経過もあり、その後の森林の遷移等によりアカマツ林ではなくなった区域も見受けられます。このため、現況を踏まえて区域の見直しを行うものです。

（植木委員）
　守るべき松林については、日頃から何らかの対策を実施しているという理解でよいでしょうか。

（事務局）
　守るべき松林は広範囲に及んでいますが、そのような区域を中心として防除対策を実施し、松林の保全を図っています。

（植木委員）
　上田市では高度公益機能森林が約1,290ヘクタール指定されていますが、このような広範囲についても守るべき松林として対策を実施しているということでしょうか。

（事務局）
　指定区域の全域で一律に防除対策を実施しているものではなく、区域内の被害状況や保全の必要性を踏まえ、必要な箇所で重点的に対策を実施しています。また、指定区域には、指定当時は被害が発生しにくいと考えられていた比較的標高の高いアカマツ林も含まれているため、今後、森林の現況等を踏まえ、必要に応じて区域の見直しを検討していきます。

（富樫部会長）
　ほかには特に御意見、御質問がないようですので、お諮りいたします。知事から諮問のありました松くい虫被害対策実施計画区域の変更については、適当なものと認めて答申するということに御異議ございませんか。

（異議なしの発言）

　異議なしと認め、本件については適正なものとして答申することに決定いたします。なお、答申書の作成につきましては議長に一任いただきたいと存じますが御異議ございませんか。

（異議なしの発言）

　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただくことにいたします。
　以上をもちまして、予定していた保全部会の議事を終了しましたので、以降の進行を事務局にお返ししたいと思います。

（３）　議案の決定
　　異議なし

令和８年 10 月 23 日

議事録署名人　　村松　敏伸

議事録署名人　　由井　正宏